「みえ学生支援基金(みえ学生サポートファンド)|管理運営要項

1 基金の目的

三重大学教育学部学生後援会の資金に加え、本基金の趣旨に賛同する人・団体からの 寄付及び貸付金を原資として学生の様々な活動を支援する。

2 支援内容

学生が行う各種活動及び突発的な事由による困窮時に、学生個人に 10 万円の資金の貸付を行う。

各種活動は、進学・就職活動、海外交流、クラブ・サークル活動に限る。

3 支援要件

- (1) 学生後援会員及び同窓会員を対象とする。
- (2) 同一学生への支援は在学中一回に限る。

4 申請方法·支援決定等

(1)初年度(令和7年度)は総会承認後、学生に周知を行い、7月中に申請を受け付ける。. その際、4月からの活動も遡って支援対象とする。7月末日の締切時、申請額が予算枠 を超えた場合は抽選により決定する。

その他詳細については、各事業の実施要項に定めるとおりとする。

5 貸付金返還方法

- (1) 当該学生が、就職後1年以内に全額一括返還を原則とする。それ以前の繰上 げ返還可能とする。
- (2) 当該学生が中途退学した場合は、退学後1ヶ月以内に返還するものとする。
- (3) 当該学生が、諸般の事情により返還不可能となったと認められる場合は、申 込時申請のあった保証人に返還請求するものとする。
- (4) 学部卒業後、大学院に進学しながら講師など職についている場合は、就職と はみなさない。したがって、大学院修了後就職1年以内に返還するものとする。

6 保証人

父母または4親等以内の親族を保証人として、申し込むものとする。

7 返還請求

当該学生が卒業した場合は、事務局は4月中に当該学生連絡用携帯電話に連絡し、 返還時期と返還方法の確認を行う。

8 運営業務と業務決裁方法

本基金運営業務は、三重大学教育学部学生後援会事務局において行う。

9 管理運営委員会

年1回開催し基金運営に必要な事項について協議を行う。委員は学生後援会、学部 代表者、有識者各1名で構成し、学生後援会の代表者が委員長として会を掌理する。

10 基金管理

基金は、百五銀行津駅前支店に「みえ学生支援基金口座」を設け、事務局が一括管理を行う。

11 監査体制

学生後援会会計監査時に定期的に監査を受けるとともに、本基金のための外部監査委員1名(教育学部事務長)を任命し、外部監査委員の求めににより随時監査を受けるものとする。

12 個人情報取扱基準

本業務で得られた個人情報は本業務以外に利用しないものとし、その旨申込用紙 に明記する。

13 奨学基金の充実

事務局は、本基金制度の趣旨を常に広報し、趣旨に賛同するものから資金を募る よう努めるものとする。

14 基金の充実にかかる実務業務は、「寄附-借入(貸付)時手続き細則」に定めるとおりとする。

15 その他

付則 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日より適用する。